

In sight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】

シーケンシャル・フロンティア株式会社

浅岡会計事務所 (http://www.asaoka-kaikei.com)

佐々木不動産鑑定士事務所

名古屋市中区正木四丁目8番12号ブラウザ金山5階

TEL:052-683-0134, 0578 FAX:052-683-0157

【発行日】平成17年11月1日

パート残業にも割増賃金

厚生労働省は、パートをはじめ短時間労働者の勤務の人たちが事前の契約より長く働いた場合、賃金を通常より割り増すことを企業に義務づける検討に入りました。

割増率は5～10%程度

厚生労働省が検討しているのは、週40時間(1日8時間)の法定労働時間内でも所定労働時間を超えた部分を残業と位置づけて割増賃金を支払う制度。

現行の制度では、法定労働時間を超えると、25～50%の割増賃金を支払うことが義務づけられていますが、パートについても正社員と同様に法定労働時間を超えない限り割増賃金の支払いはありませんでした。

しかし、この新制度が導入されると、所定労働時間が4時間のパート社員が6時間働いた場合、超過分の2時間に割増賃金が支払われることとなります。割増率は、労基法の割増賃金の25%より低く設定する方向で、5～10%程度となる見込みです。(下図)

パートは、会社との間で就職時などに労働時間を取り決めますが、厚労省の調査によると20%程度があらかじめ決めた所定労働時間を超えて勤務して

労働時間	週40時間超	25%	25%
	週40時間以内	5～10%	所定時間
		パート	一般的な社員

いるという実態でした。厚労省は、この新制度により、企業の厳格な労働時間管理を促したい考えのようです。

この制度は、学識経験者や労使の代表からなる審議会で2006年初めにも議論を始め、07年の通常国会に新法案を提出し、08年からの新制度導入を目指すようです。

労働契約法も制定へ

採用から退職までの労働契約のルールを明確にしようという労働契約法についても07年の通常国会に新法案が提出されることになっています。

新たなルールとして、労働組合との交渉などに代わる労使協議の場として常設の「労使委員会」を認めるほか、企業再編に伴う

労働条件の変更のルールや、解雇トラブルを金銭で解決するなど紛争処理の新しい仕組みができる予定です。

現行の労働基準法でも、社員に対する賃金や労働時間の明示などを義務づけています。しかし、出向や転籍・労働条件の変更などの手続きはあいまいで、主に裁判に解決を委ねているのが実情です。これでは、時間とコストがかかり労使双方の負担になってしまいます。個別の労働契約をめぐるトラブルが増えていることから、労働契約全般のルールを明確にしようということなのです。

パートとの新しい付き合いかた

この制度が成立した場合、各パートさんと取り決めた労働時間を超えた時間はすべて割増賃金を支払うこととなります。認識の違いでのトラブル発生を未然に防ぐためにも、この制度の成立に関係なく、日頃から

雇入れの際や労働条件を変更する際、雇用契約書を交わす

仕事内容を見直して本当に必要な労働時間を見極める

コミュニケーションをはかり労働時間について会社と従業員双方の希望を確認しておくなど心がけておく必要があるでしょう。



CONTENTS

パート残業にも割増賃金	・・・P.1
いざというときに困らない	
“相続”基礎知識講座	・・・P.2
DES(デット・イクイティ・スワップ)	・・・P.3
失敗のないマイホーム選びのポイント(第3回)	・・・P.4
投資信託最新情報	
「BRICs(ブリックス)」投資の基本	・・・P.6
経営実践セミナーのご案内	・・・P.7
今月の名言録	・・・P.8
11月度の税務スケジュール	・・・P.8

いざというときに困らない“相続”基礎知識講座

遺言公正証書

先月号では、遺言書の種類とその簡単な内容についてご紹介いたしましたが、ここでは、その中でも安全かつ比較的手軽に利用できる「遺言公正証書」についてご紹介いたします。

遺言公正証書は、自筆の遺言と較べるとより確実で安全な遺言の方式です。自筆遺言の場合は、遺言者本人が死亡すると、相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して検認を受けなければなりません。公正証書遺言ではそのような手続きは不要です。

公正証書の原本は、公証役場で保管され、遺言者には原本と同一の効力を有する正本をお渡します。万一、正本を紛失しても再交付を受けることができます。

また、遺言は、死後の財産処分に関する法律行為ですが、法律知識が十分でない遺言者の作成した自筆遺言は、内容に不備や誤りがあったり、不明確な点があったりして効力に問題が生ずる心配がありますが、公正証書遺言は、法律の専門家である公証人が作成するので、正確かつ法律的に整理された遺言を残すことができます。

さらに、遺言される方が病気で入院されているときなどは、公証人が出張して証書を作成することも可能です。

なお、日本公証人連合会では、公正証書遺言を作成した役場名、公証人名、作成年月日などを遺言者ごとに検索できるようにコンピュータで管理しています。ただし、公証人だけが日本公証人連合会に照会できることになっており、関係者からの直接の照会には応じていませんので、必ず公証人を通じて照会してください。

ただし、秘密保持のため、遺言者本人及び遺言者死亡後は相続人などの利害関係者のみが照会を依頼することができます。

遺言書を作成するメリット

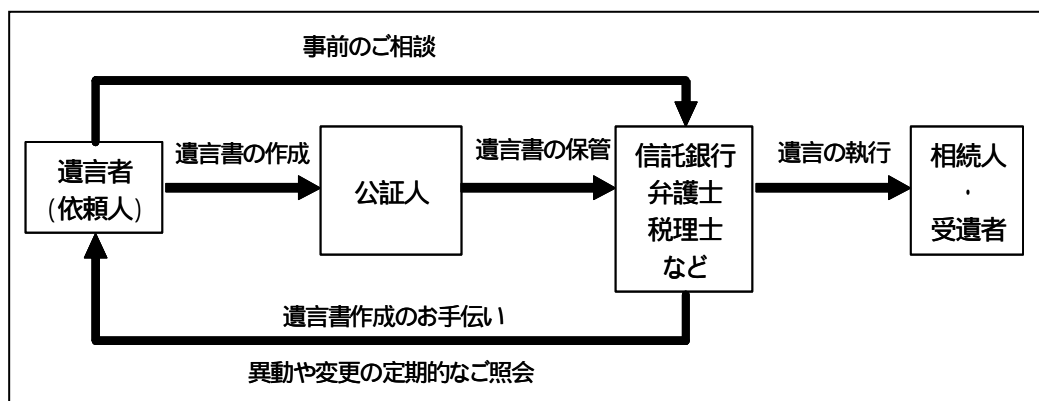
では現実には遺言書を作成するかどうかですが、下記のようなケースの場合には、遺言書を作成することに意義はありそうなので、参考にしてみてください。

- ・法定相続の割合は定められているが、その割合と異なる財産分けをしたい場合
- ・相続人ごとに相続させる財産を指定したい場合
- ・法定相続人以外に財産を分割したい場合
- ・相続人同士の無用な争い事になるのを防止したい場合

遺言信託とは？

では、最近よく耳にすることが多くなった「遺言信託」についてご紹介します。これまでは、どちらかといえば高齢の資産家を対象としていました。しかし、信託法の改正や銀行の収益拡大戦略の中で個人の取り込みが積極的に行われるようになり一般的になりつつあります。

簡単にそのスキームをご紹介しますと下記の図のようになりますが、委託者が信頼できる第三者(受託者)に遺言を託し、委託者の死後、各相続人や受遺者に対して、委託者たる被相続人の遺志通りにその財産を引き継がせることを受託する行為をいいます。一般的には信託銀行に依頼することが多いですが、その費用が少なくとも百数十万円以上となることや、実際の法律上の問題や税務上の問題に



関しては、信託銀行の配下の弁護士や税理士などに依頼することとなるため、直接弁護士や税理士に依頼する方も次第に増えてきています。

また、相続発生後に、相続人間で生じる可能性のある紛争を未然に防ぐ方法のひとつとして活用することもできるので、財産の多寡に係らず利用される方も増えてきています。

DES(デット・エクイティ・スワップ)



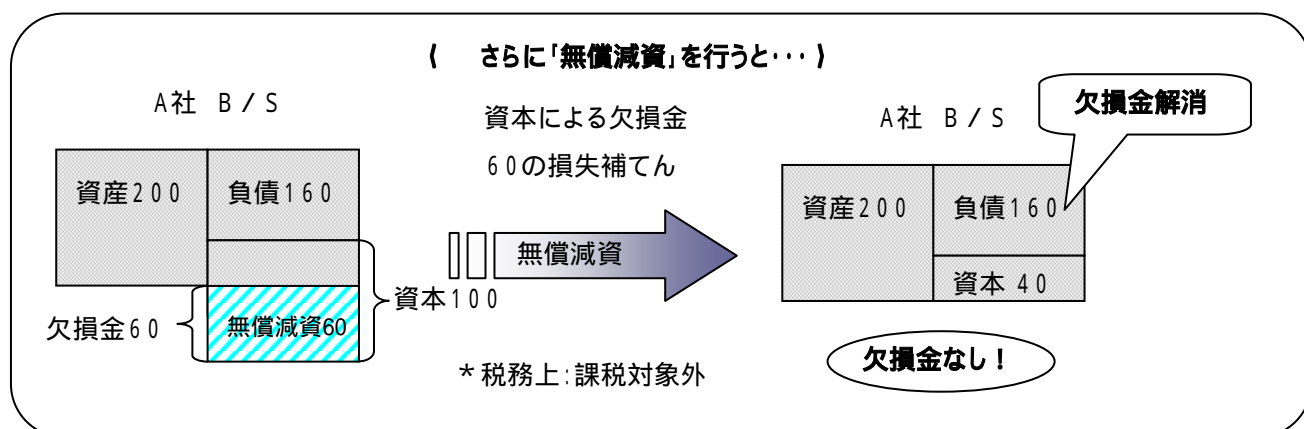
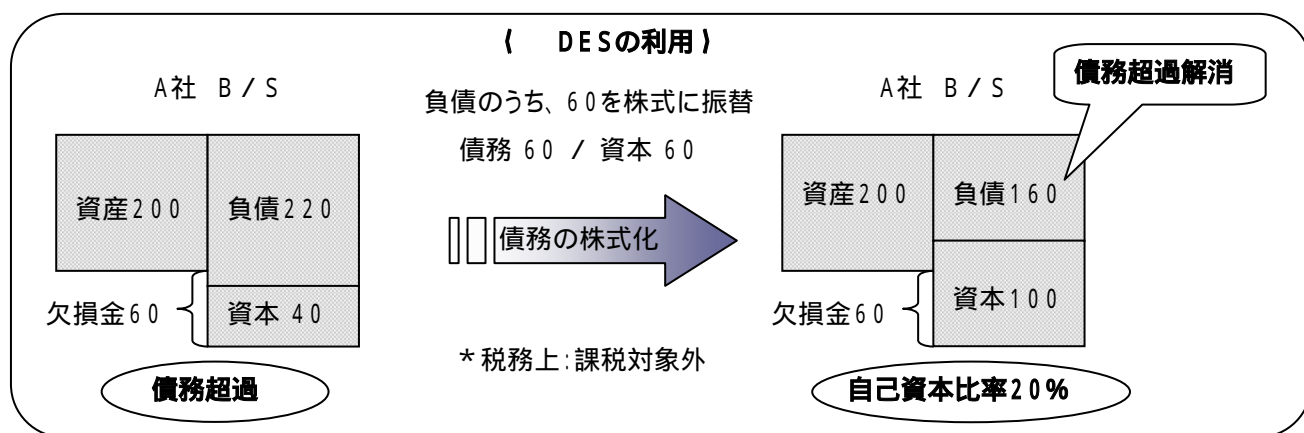
債務の株式化により財務内容の改善ができます！

DES(デット・エクイティ・スワップ)とは

DES(デット・エクイティ・スワップ)とは、負債(デット)を資本(エクイティ)に交換(スワップ)する、いわゆる「債務の株式化」による企業再生活動の手法の一つと言えます。ダイエー、大京、長谷工などがこの手法を利用しています。中小企業では、経営者等個人の債権(企業の負債)を資本(株式)に振り替えるケースがあります。

DESの効果は、負債が資本に変わることによる債務者企業の財務体質の改善が挙げられます。例えば、現状では採算がとれているものの、財務内容が悪いために銀行の格付けが落ち、新規の借入等資金調達ができない会社にとっては、DESは非常に有効な手段となり、新たな事業展開の可能性がでできます。

具体的な事例を見てみましょう。



* 債務超過とは…負債が資産を上回っている状態のことです。

* 無償減資とは…株主に対する会社財産の払戻しを伴わずに資本を減少させることです。資本の欠損てん補などがあげられます。

のDESの利用では、債務を株式に変更する手続きにより債務60の減少とともに資本60が増加し、債務超過の状態が解消されました。この結果、債務超過の会社から自己資本比率20%の会社となりました。ただし、この状態では、欠損金は残ったままです。

の無償減資を行うことにより、欠損金60が資本により損失補てんされ欠損金が解消されます。この結果、欠損金なくなり、B/Sはすっきりし銀行の格付けや経営分析の評価にもプラスに働きます。

このように、DESや無償減資は財務戦略上、有効な手段となり得ますが、商法上や税務上の問題等注意すべき点がありますので、実際の手続きの場合には、当方へご相談いただき、慎重に進める必要があります。

投資信託最新情報 ～「BRICs(ブリックス)」投資の基本

現在、世界中の投資家から熱い視線を集めているのがエマージング(新興国)への投資です。投資信託協会によれば新興国を対象にした投信の残高は前年より2割ほど増加しているそうです。

特に目の肥えた投資家の間で話題なのが、「BRICs(ブリックス)」です。BRICsとは、**ブラジル、ロシア、インド、中国**の4カ国を示す造語ですが、ゴールドマン・サックス証券が03年に発表したりポートの中で初めて使用して以来、広く知られるようになりました。そのレポートの内容で特筆すべきことは、2050年の世界の国内総生産(GDP)トップ10を予測すると、中国の世界1位を筆頭に、上位6位までのうち4カ国をBRICs勢が占めていることです。

そこで、これらBRICs諸国の魅力とリスクを少し取り上げてみたいと思います。

1. BRICs諸国の特徴

BRICs各国はいずれも広大な国土を持ち、豊富な天然資源に恵まれています。人口も多く、労働力の提供にも不安がありません。これらを背景として将来的には、巨大な最終消費市場としての期待が大きいといえます。

各国を大きく色分けすると、中国、インドは労働力を武器にしたタイプで、ロシア、ブラジルは資源に恵まれたタイプといえます。

国名	人口(人)	面積(km ²)	GDP(ドル)	主な特徴
ブラジル	1億8352万	約851万	6049億 (04年 5.2%)	鉄鉱石、大豆、コーヒーなど豊富な天然資源を武器に成長を続ける。現時点の成長力は他の3国に一步譲るが、人口構成が若く、将来の台頭が見込まれる。インフレ対策がカギ。
ロシア	1億4350万	約1707万	5825億 (04年 7.1%)	世界第2位の産油国で、原油価格上昇が追い風。天然ガスの埋蔵量も世界トップ。少子化や政治問題が気がかりで、将来的な成長力はBRICsの中ではやや見劣り。
インド	10億2702万 (01年)	約329万	6006億 (04年 7.1%)	「第2の中国」と呼ばれ、現在、最も注目を集めている。外国資本の導入で成長が加速し、将来は中国、米国に次ぐ経済規模になるとの予測もある。ITや医薬品などに強みを持つ。
中国	12億9988万	約960万	1兆6494億 (04年 9.5%)	「世界の工場」としての地位を確立。将来は世界最大の経済大国になると目されるBRICsのポスの存在。今後も北京五輪、上海万博とイベントが目白押しで成長に弾みがつきそうである。

2. BRICs諸国のGDP成長率の見通しとリスク

実際、BRICsに投資する場合、日本から個別株を買えるのは中国のみであり、他の3カ国は個別株を売買することができません。そこで、投資信託を活用するのが最適と思われますが、各国固有のリスクがあり、共通して市場規模が小さく、成熟していないことからバイ・アンド・ホールドの中長期保有が鉄則といえます。

ブラジル	生産年齢人口は豊富であり、インフレがなければ10年頃までは5～6%程度が期待できる。巨額の公的債務が深刻であり、最も不透明感が強い。
ロシア	原油高の追い風により、06年までは6～7%程度が期待できる。しかし、10年を超えると少子化の影響で成長が鈍化し、またチェチェンなど周辺の政情も不安定。
インド	IT需要減速、原油高の影響はあるが、10年頃までは7～9%程度の安定した成長が期待できる。インド、パキスタンの政情不安が懸念される。
中国	北京五輪向けのインフラ整備が加速し、10年上海万博までは10%前後が期待できる。人民元の急激な切り上げがあると大きなマイナス。直近では不動産バブルが懸念される。

3. B R I C s 関連投資信託の運用成績

中国、インドの場合、専用のファンドが多数設定されていますが、ロシア、ブラジルについて専用のファンドは、まだ設定されていません。

そこで、ロシア、ブラジルへの投資は、最近HSBC投信から登場した「BRICsオープン」、「東欧・ロシア株式ファンド」(三菱UFJ投信)など、パッケージを活用したごく少数からの選択になります。

中国単独での投信は約60種類も設定されており、またインド単独の投信も昨年9月、国内で初めて設定されから注目され始め、現在までに設定された投信は、いずれも基準価額が上昇しています。



ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (10/26)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
東欧・ロシア 株式ファンド	三菱UFJ 投信	2005年 8.31	10292円	2.9 設定来			209億円
野村インド株 投資	野村アセット マネジメント	2005年 6.22	11094円	3.9			1065億円
HSBCインド オープン	HSBC投信	2004年 11.30	14710円	5.2	30.2	47.1 設定来	656億円
野村チャイナ オープン	野村アセット マネジメント	1994年 10.14	9511円	4.8	0.6	6.9	131億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC投信	2002年 1.31	17180円	4.7	15.6	18.1	329億円
HSBC BRICs オープン	HSBC投信	2005年 9.30	9307円	6.9 設定来			374億円

(注)騰落率は分配金を分配期末に再投資したと仮定し、毎月の騰落率を累積する方式で計算。
はマイナス、無印はプラス

One Point

クイズで当たった賞品には所得税がかかる

広告宣伝活動の一環として自動車や家電製品、飲食料品のメーカーなどがクイズを出して、正解者に懸賞品をプレゼントするケースがよくあります。このような懸賞を景品表示法上「オープン懸賞」と呼びますが、1996年4月からその上限額が100万円から1000万円に引き上げられたことにより、キャンペーンの大型化が進行。最近ではかなり高額な懸賞品が用意されることが少なくありません。そうしたこともあって、世の中には、手当たり次第に懸賞に応募しまくる「懸賞ファン」「懸賞マニア」も多いようです。

クイズに当選して高額な賞金や賞品がもらえるのは嬉しいものですが、個人がもらった賞金や賞品も税務署に申告する所得税の課税対象になることを忘れてはいけません。税務上、クイズの賞金や商品は一時所得として処理することになり、特別控除(50万円)を超えた分に対して課税されることになっています。悩むのはもらったのが賞品の場合で、その賞品をいくらに換算すればよいのかということですが、これについては「その品物の通常の小売価格の60%相当額」と定められています。

ちなみに、一時所得は「総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除して計算する」ことになっています。懸賞の場合、この「直接要した金額」とは懸賞に応募した切手代やハガキ代などを指します。懸賞ファンの方々は年間で相当の金額の切手代を使っていると思われるから、「これを全額控除できれば…」と考えるのは当然ですが、そうはいきません。控除できるのは、あくまでも当選したクイズに応募するときに使った切手代だけなのでご注意ください。

「失敗のないマイホーム選びのポイント」(第3回)

ここ数年、未曾有の低金利政策や住宅ローン減税などもあり、買い手側からは同じ予算でもワンランク上の物件を購入するチャンスになります。たとえば、住宅ローンを金利5%、返済期間25年で2,000万円借入れをした場合、月々118,250円の返済(元利均等返済)となりますが、金利が2%に下がると返済期間を同じ25年をみた場合、月々の返済額を118,250円のままとすると、借入れ限度額は2,770万円に拡大します。

このように借入限度額が拡大することは、借入金額を変えなければ月々返済額を減らすことが可能となるメリットを享受せずに(キャッシュフローの安全性は一定)、万一、任意または強制的かを問わず対象不動産を手放す場合には、借入金残債を処分価額で相殺できないリスク(換金性リスク)が高まることになります。

「購入する住宅」収益価格の重要性

通常、不動産の価格を求める場合には、費用性(いくら費用が投じられたか)、市場性(いくらで取引されているか)、収益性(貸すことによっていくら利益を生み出すか)の各側面からアプローチします。中でも、既述のローン破綻リスクを回避するためには、**収益性の高い(他人に貸した場合できるだけ高い家賃を収受できる)住宅**を選択することが一策と考えます。

一般的には、自分が居住するための住宅であるので、自分にとっての住み安さ(快適性、経済性など)が重視されますが、収益性の高い住宅を購入すれば万一、資金繰りが悪化し返済が苦しくなった場合、あるいはライフスタイルに合わせて住み替えをする場合など、「売却」せずに「他人に貸す」という選択肢が増えることになります。

$$\text{収益価格} = \text{想定年間賃料(1)} \times 0.9(2) \div \text{期待利回り(3)}$$

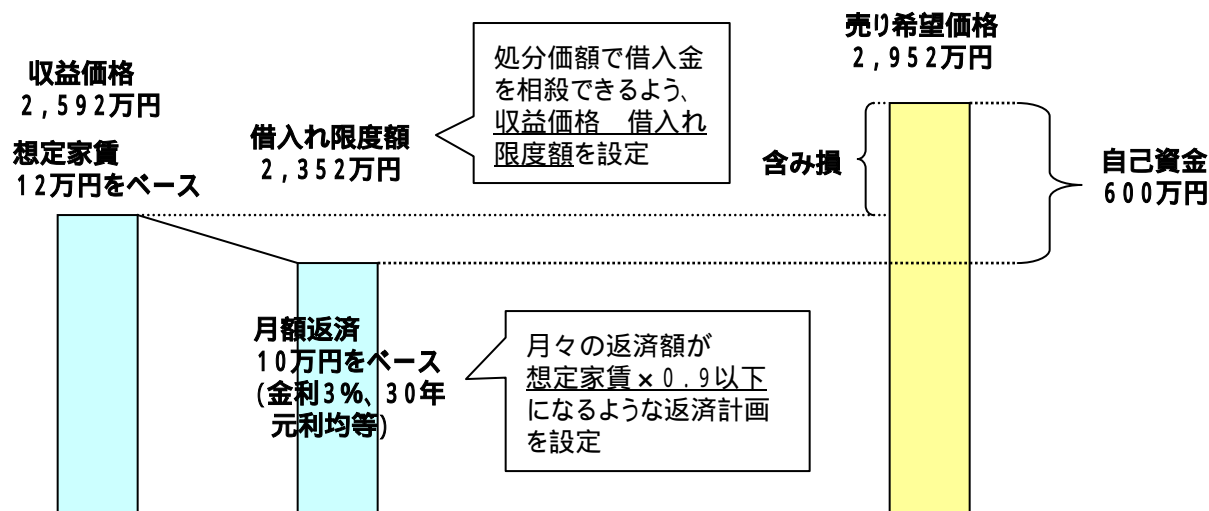
- (1) 情報誌、インターネット、地元業者から取材
- (2) 固定資産税、修繕費、空室損失相当額などで10%を経費として計上
- (3) 住宅の場合目安として5%。但し、賃貸需要が低調、賃料下落リスクが高い、老朽化が大きい等資産価値が低落している物件は6~7%程度と高めに設定。

【事例】 対象不動産…新築マンション (周辺の賃料相場 月額12万円、売り希望価格 2,952万円)

$$\text{収益価格} = (12\text{万円} \times 12\text{ヶ月}) \times 0.9 \div 5\% = 2,592\text{万円}$$

想定家賃(収益価格)から判断するリスクヘッジ

事例の不動産の場合、収益価格から判断すると、購入時ですでに400万円(=2,952万円-2,592万円)もの資産価値の「含み損」が発生することになります。万一のことを想定して収益価格に見合った別の物件を購入することが理想ですが、処分しなければ「含み損」は顕在化することはないので、もし購入するのであれば最低限、ローン破綻リスク(換金性リスク)を回避することが重要といえます。



第5回 経営実践セミナーのご案内

～ コーチングセミナー ～ コーチングが会社を変える！

実践編

先月に引き続き「コーチング」をテーマに開催していきます。先月は、コーチングの基本的な考え方である「信、認、任」や基本的なスキルについて学んできました。本来は時間が許せば、実際にロールプレイをしていただくことが重要なのですが、今回も内容的には講義主体で、非常に中身の濃いものを予定しています。

主には、人間関係構築のための方策やそのタイプ別のコミュニケーションスキル、そして目標設定・フォロー面談の方法についてご紹介する予定です。

是非、ひとりでも多くの方にご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、先回及び今回だけではコーチングのすべてのテーマを取り扱うことはできないので、特にご興味のある分野がございましたら個別にご相談いただければ、別途対応させていただきますのでご遠慮なくお申し付けください。



【予定している主な内容】

- ・良好な人間関係を築くための秘訣
- ・目標設定面談、フォロー面談の秘策
- ・タイプ別コミュニケーション術 など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください

日時 11月16日(水) 18:30～20:00
 講師 浅岡会計事務所/シーケンシャル・フロンティア株式会社
 浅岡 和彦 (PHP研究所認定ビジネスコーチ)
 場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室
 会費 1,000円
 定員 15名 人数限定のためお早めにお申し込みください。
 申込 11月11日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。
 e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-683-0134

今後のセミナー開催予定

詳細は、改めてご案内させていただきます

日程	時間	場所	備考
12月15日(木)	18時30分～20時00分	名古屋都市センター(金山)	経営実践セミナー(第6回)

会場・時間などについて変更がある場合には、別途ご案内させていただきます。

また、来年以降の予定につきましては、業務の都合上、1～3月は開催予定はございませんが、4月以降にリニューアルして開催を予定いたしておりますので、その節はご参加いただければ幸いです。

人材開発支援プログラムのご案内

採用・人事諸政策に活用可能な人事適正検査。
 30項目にも及ぶ特性因子を分析し、貴社にマッチした人材の確保や適正配置を支援します。
 コンピテンシー分析に是非ご活用ください。



お問合せは弊社まで！

貴社のこんな悩みが解消できます！

1. 優秀な人材(自社の社風に合う)がなかなかとれない
30項目以上の特性因子を分析することで、
 貴社にマッチした人材の発掘が可能
2. 退職率が高くて困っている
現有社員様の調査により、職場の問題点を鮮明に浮き彫り！
 問題点に即した適切な対応により、定着率のアップが可能
3. 人事異動・昇格の際の基準があいまい
現有社員様の調査により、各人の特性・希望にあった対応が可能
4. 人材育成のポイントがわからない
複眼評価により、上司・同僚・部下および自己評価とのギャップを認識することで、自己啓発の動機づけが可能

今月の名言録

「おろそかにしない」 松下幸之助

人から何かを命ぜられる。その命ぜられたことをその通りにキチンとやる。そこまではよいけれど、そのやった結果を、命じた人にキチンと報告するかどうか。

命ぜられた通りにやって、その通りうまくいったのだから、もうそれでよいと考える人。いやたとえ命のままにやったとしても、その結果は一応キチンと報告しなければならない、そうしたら命じた人は安心するだろうと考える人。

その何でもない心がけ、ちょっとした心のくばり方のちがいで、両者の間に、信頼感にたいする大きなひらきができてくる。

仕事には知恵も大事、才能も大事。しかし、もっと大事なことは、些細と思われること、平凡と思われることも、おろそかにしない心がけである。むつかしいことはできても、平凡なことはできないというのは、本当の仕事をする姿ではない。

些細なこと、平凡なこと、それを積み重ね積み重ねてきて、そのうえに自分の知恵と体験とを加えてゆく。

それではじめて、あぶなげのない信頼感が得られるというものである。

賽の河原の小石はくずれても、仕事の小石はくずれない。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP研究所刊)

11月度の税務スケジュール

内容	期限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	11月10日(木)
所得税予定納税額の減額申請	11月15日(火)
所得税予定納税額第2期分の納付	11月30日(水)
9月決算法人の確定申告	11月30日(水)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	11月30日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	11月30日(水)
3月決算法人の中間申告(半期分)	11月30日(水)
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	11月30日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	11月30日(水)
個人事業者の消費税等の中間申告	11月30日(水)
個人事業税第2期分の納付	11月中において都道府県の条例で定める日

事務所のご案内

名古屋市中区正木四丁目8番12号
ブラウザ金山5階

TEL: 052-683-0134, 0578

FAX: 052-683-0157

http://www.asaoka-kaikei.com

何かご質問などがございましたら

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 近藤 裕美

までお問い合わせください。

